

事 務 連 絡  
平成23年 4月12日

各地方厚生局指導養成課  
四国厚生支局健康福祉課

御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

東日本大震災の発生に伴う保育士養成施設の運営等に係る取扱いについて

東日本大震災の発生に伴い、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成23年3月23日付け厚生労働省大臣官房地方課、医政局、健康局、医薬食品局食品安全部、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局事務連絡。以下「連名事務連絡」という。）により被災した受験生及び学生等が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることのないよう、特段の配慮をお願いしたところです。

今般、震災の影響にかんがみ、被災した地域に関わりのある保育士養成施設（計画停電等により運営に支障の生じた養成施設を含む。以下「各養成施設」という。）の運営について、連名事務連絡の趣旨も踏まえて下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴局におかれましては、管内の各養成施設に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 保育士資格に係る取扱い

- (1) 各養成施設は、平成23年度の始業時期等を予定より遅らせるなど、当初の計画どおりに実施することが困難な場合において、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、各養成施設を必要な単位を履修して卒業した者については、今後、保育士となる資格を有すると認められること。
- (2) 各養成施設の学生・生徒は、年度当初の休学等により、他の学生・生徒より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、各養成施設を必要な単位を履修して卒業した者については、今後、保育士となる資格を有すると認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、各養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、各養成施設にあつては、時間割の変更、補講等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をいただきたいこと。なお、修業年限の短縮を認めるものでもないため、留意されたい。

## 2. 各養成施設の運営に係る取扱い

- (1) 各養成施設は、震災の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。  
こうした各養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や講義室、実験室及び実習室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。
- (2) 各養成施設は、震災の影響により実習施設の変更等が必要となることが想定される。実習先の確保が困難な場合は、複数の実習施設で実施する等の弾力的な取扱いをとって差し支えない。複数の施設で実習を実施する場合には、実習評価等を適切に行うため、実習施設間で十分な連携をとること。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
保育課 保育係  
TEL : 03-5253-1111 (内線 : 7947)